

板橋区建築物省エネ法適合性判定手数料一覧

(2021/04/01～)

・適合判定

省エネ適合判定手数料		
延べ床面積	金額 (円)	
工場等のみの場合	300㎡～1,000㎡未満	16,700
	1,000㎡～2,000㎡未満	27,100
	2,000㎡～5,000㎡未満	80,400
	5,000㎡～10,000㎡未満	128,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	161,000
	25,000㎡以上	201,000
モデル建物法		
上記以外の非住宅部分の場合	300㎡～1,000㎡未満	110,700
	1,000㎡～2,000㎡未満	145,700
	2,000㎡～5,000㎡未満	235,700
	5,000㎡～10,000㎡未満	309,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	371,000
	25,000㎡以上	435,000
	標準入力法等	
	300㎡～1,000㎡未満	284,400
	1,000㎡～2,000㎡未満	367,100
	2,000㎡～5,000㎡未満	523,700
5,000㎡～10,000㎡未満	646,000	
10,000㎡～25,000㎡未満	763,000	
25,000㎡以上	871,000	

・適合判定 (計画変更)

適合判定 (計画変更)手数料		
延べ床面積	金額 (円)	
工場等のみの場合	300㎡～1,000㎡未満	11,800
	1,000㎡～2,000㎡未満	19,100
	2,000㎡～5,000㎡未満	56,400
	5,000㎡～10,000㎡未満	90,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	113,000
	25,000㎡以上	141,000
モデル建物法		
上記以外の非住宅部分の場合	300㎡～1,000㎡未満	77,600
	1,000㎡～2,000㎡未満	102,100
	2,000㎡～5,000㎡未満	165,100
	5,000㎡～10,000㎡未満	216,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	260,000
	25,000㎡以上	305,000
	標準入力法等	
	300㎡～1,000㎡未満	199,200
	1,000㎡～2,000㎡未満	257,100
	2,000㎡～5,000㎡未満	366,700
5,000㎡～10,000㎡未満	453,000	
10,000㎡～25,000㎡未満	535,000	
25,000㎡以上	610,000	

・軽微変更該当証明

軽微変更該当証明手数料		
延べ床面積	金額 (円)	
工場等のみの場合	300㎡～1,000㎡未満	11,800
	1,000㎡～2,000㎡未満	19,100
	2,000㎡～5,000㎡未満	56,400
	5,000㎡～10,000㎡未満	90,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	113,000
	25,000㎡以上	141,000
モデル建物法		
上記以外の非住宅部分の場合	300㎡～1,000㎡未満	77,600
	1,000㎡～2,000㎡未満	102,100
	2,000㎡～5,000㎡未満	165,100
	5,000㎡～10,000㎡未満	216,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	260,000
	25,000㎡以上	305,000
	標準入力法等	
	300㎡～1,000㎡未満	199,200
	1,000㎡～2,000㎡未満	257,100
	2,000㎡～5,000㎡未満	366,700
5,000㎡～10,000㎡未満	453,000	
10,000㎡～25,000㎡未満	535,000	
25,000㎡以上	610,000	

・備考

- 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。
- 複合建築物(住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
- 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。
- 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 特定建築行為に該当する増築又は改築を行う場合の手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。